

特 232

36

物
本

寺院と兒童教化事業

古義眞言宗社會課



始



特 232
36



寺院と児童教化事業 目次

序 説……………(一)

農繁託兒所……………(六)

農村社會問題……………(六)

田園の悲劇……………(八)

農繁託兒所の沿革……………(一〇)

經營主體……………(一〇)

開設場所……………(一〇)

開設の準備……………(一〇)

名稱、組織、保母、保母の數、開設期間、受託年齡、趣意の宣傳、届出様式、設備と備品……………(一七)

遊戯室、午睡室、便所、洗面場、玩具類、運動具、保健衛生、日誌及記録……………(一七)

保 育……………(一七)

開所式、朝の行事、朝禮、保育項目、保母の心得、保母の使命、託兒の取扱方、間食、晝食、午睡……………(一七)



二

一、經費……………(四七)

設備費、保育費、保育料、助成金、

一、託兒所の及ぼす影響……………(五)

兒童に關する影響、家庭に及ぼす影響、社會的影響、

一、託兒事業の將來性……………(五)

一、青空託兒所……………(六)

一、都市寺院と託兒所……………(六)

一、託兒所と保育園……………(六)

一、保育園と幼稚園……………(六)

一、保育の手續……………(七)

一、補助金……………(七)

幼稚園……………(七)

其沿革、其目標、其施設、其設備、其保育、

一、認可手續……………(八)

一、幼稚園に關する諸規則……………(八)

寺院と兒童教化事業

古義眞言宗社會課編

序 說

寺院は何をして居るのか。これは久しく社會から吾々教團人の生活に對して向けられて居る詰問の聲であります、働いてもノ、猶、なりはいの立ちにくい今日この時節に、廣い境内と宏莊な堂宇の裡に、假令外形的にもしろ、如何にも時代の悩みから掛け離れたやうな無表情な、安閑とした寺院生活に對しては少なからぬ反感が社會人の胸裡に燃えあがつて居た事は争はれない事實であります、わけてもこの事變以來の非常時局下に在りては一層この感が深いやうな氣が致します。それもその筈で、昔は寺檀の關係が非

常に親密で、子供が産れると住職に名をつけて貰ひ、さうでないものでも先づお寺で宗門宗内帳（今日の戸籍と同じもの）に登記して貰はねばならぬし、其他夫婦の争ひも、親子のいさかきも凡ては住職の手によつて裁断せられ、學問の事、子供の教育の事等あらゆる問題がお寺さんによつて解決せられたのであります。自然、寺院は一村の權威であり文化の中心であつたのであります、處が今日では其の凡ての地位から顛落して寺院と云へば唯最ら社會へ負擔を感せしめるだけの存在に成りさがつて居るのであります。この時局に際しても一般寺院の、僧侶の存在が、如何に間の抜けた、寂しいものであつたかは相互によく／＼感じた處であらうと思ひます。吾々は今日に於て、この社會の冷たい眼を反撥して、光輝ある昔の宗團に還へし、次代の法子法孫に、吾等が今日の苦杯を再び嘗めることなからしめるやうに努力して置かなければならぬと思ひます。それは明日と云はず、今日、直に社會活動の第一線に割込むでおく必要があらうと思ひます。幸ひにして今その道が吾々の前に拓けて居ります。其の道は今の處吾々に残された

唯一つの、最も手近な、最も手易い、行ひ易い道であつて、しかも夫れが國家的にも、社會的にも實に重大な事業なのであります。それは何んであるかと云ふと兒童教化としての保育事業であります。

尤も兒童教化と云ふ上から考へますと此等の仕事の外に、日曜學校、兒童健康相談所、少年團、こども會、兒童遊園、兒童圖書館、司法保護會等、教化上宗教家の手を待つものは澤山にあります、が其のなかでも、今、宗教家に、特に寺院に最も要望せられて居るものは保育事業で、わけてもこの託兒事業であります。何故、社會は寺院に對してこの種の事業の開設を要望するのかと云ふと、それは今の處寺院が差しあたり一番この事業の開設に適當な環境にめぐまれて居るからであります。

第一、寺院は廣い土地と建物に恵まれて居ります。廣い其の境内と宏莊な本堂、庫裡、一寸と運動具を用意さへすれば直に立派な兒童の運動場が出来遊園が出来ます。六分板の兩端に五六寸の足板を打附けた細長い飯臺やうのもの五六脚を用意すれば本堂も、庫

裡も直に兒童の保育場となり、理想的な教場となるのであります。

四

第二に、人であります。寺院には住職があり、妻君があり、其他に恐らく一人や二人の子女がおります。これ等の一人か二人が中心となり、檀徒の婦人會や青年團のうちから手を借りることにすれば人件費と云ふものが要らずに少々の事業は出来るわけであります。

第三に、時間の餘祐であります。寺院の生活は普通の會社や商店等と異なり何うしても時間に餘祐があり、時間の自由が利き易いやうであります。保育事業などを主催するものは何うしても此の時間の餘祐のある人、時間の自由のきく人でなければ出来にくいのであります。其點、吾々教團人は總體的に見て、比較的申分のない條件のもとに在るものと言はなければなりません。

今や政府に於ても厚生省に兒童課を新設し次代の國民、次代の國家と云ふ重大な問題の立場から、積極的に兒童保護に乗り出し、社會も亦、此の保育事業の緊要を頻りに矢

笠敷く論じて居ります。この時に當て、吾々寺院が、吾々教團人が如上のやうな好條件の環境に生まれ、時代の波に乗入れ得る機會に在ると云ふ事は教團厚生の意味から、寺院存在意識の上から實に嬉ばしい事と云はなければなりません。近時、「一寺一事業」と云ふ事が全佛教徒に依つて呼ばれ、吾宗當路に於ても「一院一事業」をモットーとして宗團の社會的興生に進まれて居るやうであります。わけて偉大な社會事業家であられた高祖弘法大師様を宗祖に戴く吾々密教徒は今日、此の機會に「一院一事業」主義のもとに、寺院存在の大義に立脚して、分相應な、此の種社會事業に進出し、社會的活動戰線に参加して置く事こそ、百の說法、萬の法談にも倍して宗團の將來を社會的に確保する所以であらうと思ひます。然らば其の兒童教化としての保育事業、託兒事業とは一體如何なるもので、又如何にして開設せられるものであらうかと云ふ事になります。以下私は農繁託兒所、保育園、幼稚園の概略及開設の方法等について略述する事に致します。

五

農繁託兒所

六

一、農村社會問題

農村問題は重大な刻下の社會的問題として識者の間に考究せられて居ります。今は非常時局と云ふ重大事件の陰にかくれては居りますが今後この事件が、時局が落つくにつれて従來にも倍した一層熾烈な問題となつて現はれて來るのではないかと想はれます。吾邦は古來より農を以て國本とした國柄であります。假令昔と國情は異がい、經濟組織は昔とは相違して居るとは云へ、吾國民の大多數は依然農民でありますから農村問題は國家の重大な問題であり、又重大な社會問題なのであります。

農村が經濟的生活に非常な行詰りを生じて居ることは既に久しい問題であります。農村が唯一の誇りとした農村民の保健状態も近來は甚だ面白からず。衛生設備の不完全飲料水、住宅の不完備、榮養の不足、等より健康状態は却つて都會に劣つて居ると言は

れて居ります。於茲、此れ等農村に對し、教化事業、衛生施設、母子保護施設、經濟施設、及娛樂設備等を爲し農民の生活を改善し以て聊かなりとも其の福祉の増進を招來せしめることは刻下の急務であると云はねばなりません。而して今茲に申上げやうとするこの農村託兒所こそ此の農村社會事業中の一つの現はれであり、且又最も緊急を要すべき施設なのであります。

特に農繁期に於ける農民の生活は文字通りの忙殺そのものでありまして老幼の別なく一家總動員で働きぬくのであります。勿論學校なども多くは休みで、幼いもの、手まで動員して、或るものは子守りに、或るものは草刈りにと云ふ風に夫れ／＼相當など云ふよりも寧ろ能力以上の負擔と勞働を強いられるのであります。振向くは泣く子の母か、田植笠

早乙女や泣く子の方へ植えて行く

振向くは泣く子の母か、田植笠

七

八
で、實に涙の浚むやうな農村風景であります。が實際にこの通りで、たいていの場合、幼児や乳兒はふごに入れられて畔道にころがされて居るが、桑や柿の根本につながれて居るのが普通であります。しどろ降る雨の裡に濡れながら畔に泣く兒、炎天烈日の野路に埃りにまみれながら母をよぶ兒、叱られて泣きじやくる兒、叱つて泣く母、何と滲憺たる田園風景ではないでせうか。これでは兒童が餘りにも可愛相ではないでせうか、これでは母の仕事の能率に影響しないと誰が云へませう。農繁託兒所の必要性はこゝに生じて來るのであります。併し末だこれ丈けではありません。

一、田園の悲劇

統計を見ますと、吾國では年々二百萬人の出産があります。そして死亡者は百二十三十萬で、差引八十萬人位の自然増加があるさうです。拵て問題はこの死亡の百二十萬人であります。が此の百二十萬のなかで、自然死の外、不自然死として五十萬人位の夭折者

があるさうであります。即ち乳兒から四五歳迄で夭折するので、實例はこの農繁期にしばく目撃せられる、母の眼のどかぬ處から起る田園の悲劇であります。例へば溝に落ちたり、小川で溺死したり、日射病に罹つたり、感冒におかされたり、さては未熟の果物や不衛生極まる飲食物の爲め胃腸をこわし、之が原因となり遂に天壽に縮めて夭折するもの、病弱體となるものなどが出來ると云ふ有様で、これ等は人道上からでも棄て置くべからざる大問題であるばかりでなく、國防上、國運上、由々しき重大問題となるのであります。農繁託兒所の必要性はこゝにも愈々痛切を加へて來るのであります。

更に考へなければならぬことは今次事變以來、應召者の爲め、農山漁村各方面共著しく勞働力の減退を來たしつゝ、あることでもあります。特に從來農村の補助勞働力であつた馬匹の不足も加はつて益々倍々勞働力の不足を來たすものと見ねばなりません。かゝる云つて此際、生産の減退は飽までも防止せなければならぬし、軍需品の供出に支障を來たさしめるやうなことがあつても大變ですから極力この勞働力の減退を防止しなければ

なりません。それには先づ託兒所を開設することに依つて両親に後顧の憂ひなからしむることが緊要事となつて來るのであります。この點から考へますと農繁託兒所の必要と同時に現下の農村は刻々に常設託兒所の必要に迫られつゝ、あるのではないかと思はれるのであります。

一、農繁託兒所の沿革

吾國に於ける農繁託兒所創始の思想は幕末の農政家佐藤信淵に發して居るさうであります。信淵は彼の一萬石の領地に二十箇所の遊兒廠を設け各所に數棟の家族舎を建て一棟に七人或は十人の幼兒を收容しよう云ふ案であつたさうですが遂に實施を見ずして終つたことは遺憾なことです。

明治二十三年鳥取縣毛高郡美穗村で、同村の寛雄平と云ふ人が村内の尼僧を頼んで農繁期に幼兒の面倒を見てもらつたのが、我國農繁託兒所の濫觴であるとせられて居りま

す。尤も之と前後して明治二十五年の六月に新潟市の赤澤と云ふ人が同市湊町に託兒所を開設して居ります。東湊町は漁師町ださうで、夫は漁業に妻は其魚類をもつて行商に出ると云ふ有様で、この實狀に即して生れたものが赤澤氏の守孤扶獨幼稚兒保護會と云ふ今日の託兒所でありました。其後、明治三十七八年の日露戰役の際には出征軍人の遺族後援の目的のもとに各地に澤山開設せられたのでありますがこれは戰役終熄と共に多く閉鎖せられたさうであります。大正より昭和に這入つて次第に其の開設數を増加し、最近では、常設託兒所の不振を尻目に實に驚くべき普及發達を見るに至りました。季節託兒所としての漁繁期託兒所、海草收穫期託兒所、繰糸期託兒所、養蠶期託兒所等も含まれては居りますが農繁託兒所の激増は昭和八年末の内務省社會局の調査によりますと五、七四五箇所、收容人員——四、六〇七、四九〇人と云ふ多數に達し更に十一年度には全國で八千箇所に及び、兵庫縣下丈けでも八百五十三箇所と云ふ盛況ぶりでありまして兒童の爲めにも、母性の爲めにも、將又國家の爲めにも誠に嬉しい事だと思ひ

ます。だが之を大局から、全国的に之を見ますと未だく、未開設の地方が大多数で、識者も爲政者も等しく宗教家、特に農村寺院の奮起を切望して居る有様であります。

一、經營主體

以下愈々進んで農繁期託兒所の經營法の實際について概略を申上度いと思ひます。託兒所を經營するについては先づ第一に其の經營主體は何人が其の衝に當るべきか、また其の適任者は如何と云ふことになりませんが經營主體は個人でも團體でも一向に差支へはないので、從來のものを主體別に見ますと、寺院、小學校、農會、組合、補習學校、町村婦人會、其他各種の團體、個人の特志家等であります。が、さきにも云ふやうに、この事業には何んど云つても寺院が一番適當な地位に置かれてあります。夫れにこの託兒所は幼稚園のやうに

地方官廳の設立認可を要せず

社會事業法の適用をも受けません

自然、何人がその經營者にならうとも何等差支へはありませし又特に設立者の資格條件等もありませんので寺院であれば實にこの上もない好都合なのであります。大阪朝日新聞社の社會事業部より發行の「農繁期託兒所」にもこの問題について——事業の性質上村落の寺院住職が其衝に當るのが一番適任である。今日では各村縣當局に於かれても託兒所増設を一町村一ヶ所を目標として獎勵して居ります。設備等に於て便宜の多い小學校は村の中央に置かれてあるので偏在部落の子供が朝早く集る事はその事だけでも既に相當の困難があります。またたとひ多くの子供を各部落から集め得ても一ヶ所に百名近い託兒が出来たのではこれまた幼兒取扱ひに不慣れた素人には無理があります。そこで理想の農村託兒所は村内各部落毎に精々二三十名の子供を預る小規模のものでなければなりません。村落に於ける寺院が農繁託兒所としてもつとも適當であることは地理的に各部落に點在すると云ふ事のみでなく、農繁期は寺院にとつて一年中最も閑散な時で、寺

院としては最良なる衆生への奉仕の機會であり、又宗教教育の立場から考へても適當な場所と思はれます。然しながら適當の場所に寺院が無い場合もあり、又ほごよき寺院があつても何かの事情のために開設を望み難い場合はありませう。必ずしも寺院に限ると云ふのではなく、學校、産業組合、或は婦人會幹部又は宗教家、方面委員等の特志者が部落の集會所を利用し、又は自宅の長屋、物置場等を開放して經營する等、地方的にそれ／＼適切なる機宜の施設の行はれることと云つて居ります。

一、開設場所

又、愛國婦人會より發行して居ります、「農繁託兒所設置要項」にも——寺院は聖地である。農村祖先のみたまを祭る靈場である。人里離れた丘の上にも、山の中にも、或は人家のほりにも散在して建てられ、宏大なる堂宇と境内を有つて居るのが農村寺院の一般である。従つて農村託兒所を設置すべき親の耕作地に近き場所を求むるならば寺院

が適當であつて、殊に斯業は寺院にとつても亦美はしい社會奉仕でなければならぬ。蓋し雨に風に荒撫しつゝ、ある祖先の墳墓を守り、堅く山門を鎖して念佛三昧に入るべきが僧侶の全使命ではない。「佛陀の慈悲」が何事を語り「衆生濟度」が何事を意味して居るかは説くべくあまり明瞭であらう。寺院を社會的に開放せよ。農村託兒所を設置せよ。うれしい程に子供は純眞にして敏感である。祖先のみたまが永遠に眠る聖なる地に麗かな春光を浴びて、嬉戲する兒童の笑聲が、み堂の鐘の響きに和する時、想つても見よ、すく／＼と伸びてゆく子供の心に、如何に尊く如何にすぐれた魂が培はれてゆくことであらう。——と、あ、何んと云ふ穿つた、而して親切な言葉であります。

以上の二説は重複するやうでありますが社會の一部が如何に寺院を見、如何に猶、寺院に期待をかけて居るかを知つて頂く爲めに引用しました。これまでに云はれて吾々はジツとして居れるでせうか。私は未開設寺院の奮起一番せられんことを切望してやみません。

尤も茲に注意しなければならないことは、如何に寺院が主體になり、寺院で開設するにしても決して獨尊主義に落入つてはなりません。あらゆる方面、即ち町村役場、地元の小學校農會等は勿論のこと、婦人會、青年團、他宗寺院、處女會、及特志家等凡ての方面と連絡提携しておくことが事業の上にごれ丈け便宜を得られるかわかりません。何人が主體になつてもこれは同じことですが、寺院の主體の場合は特に注意すべきことです。

夫れと今一つ注意すべきことは、何人がこの經營を主體しやうともこの事業の取扱ひに、慈善とか、救済とか云ふやうな恩惠的の觀念を微塵ももたぬやうにすることです。慈善とか、救済とか云ふ意味を仕事の下にもたせるのは數十年昔のことで、今日ではこの種の事業は共存共榮を目標とする吾々社會人の聯帶責任を果たすので特に吾々宗教家などは斯る機會に社會恩に答へる、奉仕をさせて貰ふと云ふ氣持ちで事業に當らなければならぬと思ひます。

一、開設の準備

名稱 託兒所の名稱は××院託兒所とか、何々寺託兒所とかなるべく寺院名を冠して置く方が村民に寺との間、乃至將來兒童との間に親しみが出來てよいと云ふ説もあり又寺名を用ひず、なるべく町村名又は地名を用ひて、町村の爲めの仕事であること云ふ意味を明かにしておく方がよいと云ふ説もあります。何れも一理ある解釋ですが、私はこの後説の方を採つて自分の經營して居るものには、幼稚園も託兒所も共に村の名を採り「良元幼稚園」「良元託兒所」として居ります。何うやらこの方が村全體が一つの責任を感ずるやうで好いやうです。

組織 託兒所の組織は如何にすべきか、組織などと云ふと一寸ぎやうさんのやうですが矢張り事業の根本問題でありますから豫め決定して置く必要があります。從來あります二三の案を中心に、私の採つて居ります方法と云ひますか、方策と云ひますか、

組織法を織り込むだ私案を御参考迄に提示致します。



「所長」は村長或は町長、若しくは町村内の名望家を依頼してもよく、又自分自身になつてもよろしい。要は經營者たるものが仕事の仕易いやうな位についてゐることが必要であります。「事務」は庶務、會計で、主として帳簿の整理、通信、宣傳ぐらいのもので、會計と云つても僅々百圓内外のことですから有志の援助者に依頼するか住職がやつてもよろしい。

役員 事業の顧問、評議員等の役員をつくる事は何んでもない事のやうであります。が、實は事業其のもの、味方を殖やし、自分の味方を殖やす所以なのであります。から出来るだけ多く作つて置く必要があります。町村長、有力者、學校長、町村會議員、學務委員、各社會事業團體の經營者、檀徒の有力者、各種團體の會長、他宗の寺院住職、農會關係者等を夫々顧問、賛助員、評議員、幹事等の名目のもとに依頼して置いて、開閉所式當日の案内は勿論、事業報告等をもぬかりなく送附して、自分等もこの事業の責任者の一人である、職員の一人であること云ふ感を次第に深くせしめてゆくことは事業の發展上實に必要なことでもあります。

保母 託児所の保母は幼稚園令に依らなくともよいので保母免狀の所有者でなくともよろしいがこの保母の適否は直に事業の成績に影響しますから一番大切な問題です。尤も原則として主任保母は寺族婦人が擔任しなければなりません。又夫れが一番宜いのですが未経験で直に夫れが不可能だとすれば最初は他から専任保母を聘して俱共に助手

となつて児童の保育を手傳ふ傍ら其扱ひ方を見習ひもし、研究もしてゆく／＼は自分が責任をもつやうにしなければなりません。其他に保母の講習會と云ふものも各地でありますし、種々な保育上の出版物もありますから夫れ等で保育上の知識を習得することも容易であり、附近の幼稚園なり、保育園に助手として通勤してオルガンなり遊技なり、児童の扱ひ方を實際上に習得するのも結構です。

其他の保母や助手は婦人會や女子青年團の中から或は檀信徒の娘さんの中から奇特な適任者を物色して奉仕して貰ふのがよろしい。又乳兒をも預る場合は附近の産婆さんとか育兒の經驗をもつ婦人の來援を求めねばなりません。この外、小學校の女教員の協力を得て置くことも忘れてはなりません。

保母の數 保母の數は受託兒の年齢と數に依つて異つてゐます。從來、理想的な其の比較は

二歳——三歳 十名 保母一人

四歳——五歳 十五名 保母一人

六歳——七歳 三十名 保母一人

と云ふことになつて居ります、乳兒は四五人に保母一人の割合とせられて居ります。尤もこれは理想的で、實際としては三歳以上學齡までの受託兒なら保母一人にて三十人から三十四五人までは大丈夫です。夫れに最初の間は、乳兒を扱はない限り主任保母一人と助手一人さへあれば四五十人の保育は大體出来るやうです。

開設期間 我國に行はれてゐる農繁託兒所の開設期間は最短三四日から最長二百日までのもがあります。昭和五年に於ける二千五百十四ヶ所の託兒所の調べが内山氏の「児童教化事業の實際」に出て居りますが夫れに依りますと

一週間以内 六五五

一週間——二週間 一二二六

二週間——三週間 五三〇

三週間——一ヶ月

四二二

一ヶ月——二ヶ月

一六二

と云ふ状態で、一週間乃至二週間と云ふのが一番多数を占めて居るやうであります。餘り短期に失すると親も子も慣れない間に終ひになるので保育所の効果が認められない。私の處などは稲作丈けでありますから、春の田植の時に二週間、秋の收穫の時に二週間として居りますが普通農村（稲作丈けの處）なれば先づコシナもので澤山であらうと思ひます。塩田作業、漁業季節、養蠶期等が稲作に連続して來る場合は亦各別ですから一ヶ月にせねばならぬ處もあらうし、二ヶ月にせねばならぬ場所もありませう。要は其地方々々の農情の如何により一定はされません。

受託年齢 受託の範圍は託兒所本來の理想から云へば乳兒から學齡まで預るのが本當であります。だが乳兒を預るとすると寢臺、哺乳設備、ゆりかご等特種の用意と設備が要るし、室も別室にせなければならず、保母も經驗者を四五人に一人の割合にて附切ら

さねばならぬと云ふことになり中々設備がいりませんので、たいていの託兒所は満二歳以上、學齡まで、夫れと學校の都合で低學年生（一年生）とを預ると云ふことになつて居ります。だが經費さへ出來れば、設備さへ出來れば矢張り乳兒の受託を受くべきで、この手數のかゝる乳兒を受託すると云ふことはごだけ手助けになるかわかりません。

猶、預託を受ける際預託せんとする兒童の家庭の生計程度も考慮に入れ、預託兒童の餘りに多い際には有産階級の子供は可成あさまわしにして受託することを原則とせねばなりません。

夫れも今一つ注意すべきことは受託に際しては必ず、醫師を煩はして身體検査を行ひ、トラホーム其他傳染病のものは絶対に斷らねばなりません。それは集團生活をなさしむるに當つての重大な要件であります。

趣意の宣傳 サア、愈々託兒所を開設しやうと決定すれば先づ村内の要所々々へ揭示をします。何んでも宜い子供の喜びさうな子供を取扱つた繪に開設場所と期日を書けば

よい。子供は繪を見て、親は字を見て入所を希望して來ます。夫れから次のやうなビラを印刷させて、役場、又は學校に依頼して、或は婦人會に依頼して配附して貰ふ。斯うしたことが既に兒童愛護の一種の啓蒙運動なのでありますから、大に積極的にやるべきであります。

〇〇農繁期託兒所開設御通知

田植への時季が近づきました。愈々御忙しいこととせう。就ましては幾分でも皆様の御手助をさせて頂き度く、託兒所を開くことになりました。託兒所は社會の共存共榮の尊い事業であり、兒童愛護の道場でありますから、御仕事の手足まごむになられる子供さんは御遠慮なく御預け下さい。大切に御預りを致します。

- 一、期間 △月△日ヨリ○月○日迄
- 一、時間 毎日朝△時ヨリ夕△時迄

- 一、年齢 満二歳ヨリ學齡迄
- 一、晝食 辨當御持參
- 一、おやつ さし上げます
- 一、服装 必ず常着のみ、
- 一、申込 用紙に記入の上何日迄に御申入れ下さい。

〇〇村〇〇寺内
〇〇農繁託兒所

猶、この外に申込書が要るわけですが申込書は極、簡單なものにしてさきの宣傳文即ち開設通知の終ひにつけて（切取線をいれて）おくのもよろしいが、又少し手厚の紙にして、兒童原簿に利用出来るやうにし、少し詳しく、兒童名、呼名、年齢、保護者名等の外、兄弟、祖父母、宗教等を記入せしめるやうにするのもよろしい。

届出様式 愈々準備が整ひましたら今度は縣への届出で、あります。さきにも一言し

ましたやうに幼稚園は教育系統のもので幼稚園令に依る設立認可を要しますが託児所は同令に依らぬ社會事業であつて且つ社會事業法にも觸れて居らぬので設立認可などは要りません。この點甚だ自由であり、容易であります。唯、設立届を町村役場を経て地方廳へ提出して置けば宜敷い。同時に愛國婦人會支部、農會、新聞社等へ届出て置きますと色々便宜があります。殊に今は政府の方針に基づいて各府縣共みな兒童保護に積極的に乗出して居り、わけても農繁託児所の開設を奨励して居りますから、たいていの府縣は助成金若くは奨励金を出して居りますから是非共この届出では早めにして置く方が宜敷い。

届出の様式は各府縣に依つて夫々に違ふかも知れませんが大體

託児所の名稱、設置場所、設立者氏名開設理由、開設期間、受託兒數、經費豫算などを書きあげればよろしい。

尤も府縣其他から補助金なり、奨励金の下附を得やうと思へば右の外設備概要、收支

豫算、保育豫案等を詳しく上伸せねばなりません。

夫れと今一つの注意を要する事は、町村内有志に對する事前の諒解であります。町村の社會的施設としての施設である託児所は假令、其經費の出所が個人的のものであつても設立前に開設の趣旨等を充分諒解を求めて置く必要があります。かゝる事業の伸展上一番注意しなければならぬ事は人の誤解であります。

一、設備と備品

遊戯室 設備を充分に仕やうと思ふと大層になつて來て決心が鈍ぶつて來ますから、成るべく有り合せのもの、手製のもので間に合ふやうに、金のかゝらぬやうにして行くのがよろしい。遊戯室は晴天の時は戶外で即ちお寺なら境内で遊ばすやうします。すると境内が遊戯室になるわけです。雨天の時は仕方がない、本堂の外陣と外椽を遊戯室にします。

保育室 保育室は手技をしたり、お話しを聞いたりする處で、學校で云ふ教室ですか
ら可成、庫裡とか書院とかを使用するとよろしい。併し都合で本堂の外陣の廣い間を利
用しても結構です。

保育室には六分板か八分板に五六寸の板足を打つけた簡単な机を六七脚用意して置き
ます。これは保育の時には兒童の手技（折紙などの）の机となり御飯の時には飯臺にも
利用出來ます。尤も費用さへあれば飯臺と机は別にせられる方が結構です。

この保育室の天井は手製の萬國旗（敢て手製に限りません）や五色の紙テープで飾つ
て置いてやりますと兒童は大變喜びます。而して時々模様替へをしてやると猶よろしい
やうです。

午睡室 は別に要意出來れば結構ですが無ければ無理をして別にしなくとも保育室で
も遊戯室でも何處でも宜敷い、靜かな、涼しい處でさへあれば兒供はよく寝つきませ
す。序に申しますが、兒供を寝さ、んとする時は私供の保育園では兒供の頭をなか側にして

真中を廣くした細長い圓形にして寝かせ「サア／＼今日は誰が一番さきに寝ますか、さ
きに寝入つた兒がエライのですよ……」と云ひつ、蓄音器の二三枚（靜かな子守歌やう
のもの）もかけてやりますと真きに寝入ります。

便所 これは一番困る問題です。常設託兒所とか、長い期間のものは是非共兒童用
の便所を要意しなければなりません。季節的な短期間のものですとさう大層な用意は經
費の都合上六ヶ敷いので假便所の用意をします。庭の片隅なり、或は野菜畑の一角に深
さ四五寸、長さ三四尺の細長い溝を堀る、これが小便所で、使用後は土を軽くかけさへ
すればよい、と云ふのもありますが一番多いのは庭の一角に（なるべく軒したを傳ふて
行ける場所）肥擔桶こえたんごを置き兒供の使用のし易いやうに下部を地中へ埋めてやると云ふ法
方です大便の方も、さきの式ですと小便所に四五寸堀り下げたのを更に今一層深くした
式で、これに雨除けを一寸するとよいと云ふのですが、多くは既設のものを流用し、「ま
たぎ」の幅を少しせばめ、かくしの邊りに横木を渡して力木ちからぎとし、誤つてもおつこちな

いやうにすることです。猶、便所には常に石灰を散布して蠅の驅除に努めねばなりません。

洗面場 食前、食後の洗顔、運動後の手洗ひの爲め洗面場と洗足場の用意が要ります。大層に考へなくとも、有り合せのもので用意すれば結構です。

室内備品としては曩に述べた、オルガン、蓄音器、ポールの外に、帽子掛け、辨當棚、下駄箱、茶のみ茶碗、薬罐、バケツ、午睡用の毛布又は薄い着物（各自の家庭から預ければよい）等。

玩具類 短季の託兒所であればこれも亦金を掛ける必要はない。夫れに幼稚園と異つて知的技能の目的器具、例へば恩物（幼稚園の創始者フレールの考案にかゝる兒童の手技に使用する教材で六球、三體、積木、板並べ、折紙、豆細工などなり）の如きものでなくとも子供等を遊ばす娛樂本位のものでよいのであるから、古繪本、ゴムマリ、積木用に木の切端し、マッチの空箱、「バット」や「光り」の空箱、貝殻、竹の筒などあ

れば相當面白く遊ばせます。兎も角、廢物利用でゆく方針がよろしい。困るのは雨の日ですがコンナ日には多少教育的な折紙や豆細工を用意して置いて教へるのもよろしい。

運動具 兒童の遊ぶ場所、運動する場所を遊園と云ひます。遊園は境内が其儘遊園地です。夫れに運動具を設備すれば宜敷い。運動具としての第一に必要なものはブランコとスベリ臺です。

ブランコは本堂の向拜のある處は其の蛟龍を利用して綱をさげればよし、又地中に丸太を二本立て、横木を渡し、それにブランコをさげると簡單に出来ます。尤も近來は移動式の安價なものが出來て居りますから（各デパートに在り）夫れですと雨の日は室内に持ち運べますから便利です。

滑り臺は鐘つき堂の石基の上から地面へ板を渡すとか兎に角高い處へ板をかけて滑り易いやうにしてやる事です。尤も之も移動式の簡單な安價なものがありますから其方が便利です。だが可成有合せのもので工風をすることです。砂場は出來れば雨のかゝらぬ

場所へ二坪程で宜敷いから、三四寸の高さに、古木で圍むをし其裡へ砂を入れ、竹の輪切りにしたものと竹の節に穴をあけたるもの（漏斗用）古杓子、木切れ等を具へつけて置いてやると能く嬉んで遊びます。尤も砂は常に濕氣を失はぬやうゼヨウロで水をやる事を忘れてはなりません。

其他、シーソーや遊動木なども金を掛けずに工風をする事です。

手洗器のことは曩にも云ひましたが兒童は絶えず砂や土いちりをして手を汚すものですから、いつも大きなバケツ二三杯に一ぱい水を盛つて用意して置かねばなりません。而して男女を別々に使用するやうにさせた方が静かで宜敷い。

保健衛生 入園前の身體検査の時、囑託醫（村醫はたいてい皆嬉んで奉仕してくれます）に充分検査をして貰ひ、傳染病の有無を見届け、若しあるものは注意をしてやり、癒つてから入園せしめると云ふことを嚴重にしなければいけません。

入園してからも常に兒童の身體に異状がないか、病氣の氣はないか其の發見に努めな

ければなりません。

又保健衛生の習慣を自然にからだにつけさすやう、例へば食前には手を洗ひ、食事はよく噛み、食後にはうがひをすること、などを習慣づけるやうに努めること。衛生備品としては擦傷や毒蟲に刺されることが多いので、メンソレータム、アンモニア水、（五六倍に薄める）アルコール、（消毒用）絆創膏、繻帶、沃度チンキ（切傷打身に塗布）、食塩（出血、鼻血の時、コップ一杯の水に匙二杯位入れてのませる）検温器等位のもは用意して置かねばなりません。

其他に掃除用具としてバケツ、小さい雑巾、箒、塵取り等を準備しておきますと兒童は能く掃除をします。

日誌及記録 後日の参考の爲めにも、託兒所をして効果的ならしむる爲めにも、簡單でもよろしいから二三の記録を保存する必要があります。なかでも日誌は可成、詳細に時々の經驗や、突發事件、感想等を細大となく記入しておきますと大變参考になる事が

あります。

一、保 育

開所式 託兒所の行事の第一は開所式であります。開所式には曩に述べた託兒所の役員等を依頼した人々始め町村内の有力者を案内します。入園する児童も今日はお母さんや姉さんに連れられて來ます。境内や會場には吹流しや、萬國旗で美しく飾りつけて置いて児供等を嬉ばせてやります。親達に伴はれて來た児童は先づ第一に、帽子を掛ける場所、所持品を置く場所を夫々教へられます。而して美麗な名札（姓名とよび名を書いたもの——例へば愛さんとか正雄さんとか書く、保姆が早く名を覚えるやう）を胸につけて貰ひ、一同が揃ふまで、時間が來るまで、遊園で三々五々知り合ひ同志で自由に遊ばせます。

應て時間が來れば呼子笛を吹いて、一同を所定の場所に集め、愈々式を初めます。式

の順序も式の進め方も四角ばらぬやう、児供本位に、なごやかな微笑の裡に凡てを取行ふやうにしなければなりません。佛前の三禮、默禱、次に來賓へのお禮と援助の挨拶、次に保護者たる親達への注意をする。

- 一、児供を一旦入園させたら児供のことは保育者に任せてくれるやう。
- 一、服装やおかづの競争は斷じてせぬやう。
- 一、毎日、手拭と塵紙を忘れさせぬやう。
- 一、凡ての持ちものに姓名を記入して置くこと。
- 一、必ず、お菓子や一錢を持たせて來ぬこと。
- 一、中途でよび出して間食をやらぬやう。

大體このやうな事を親達へ注文して置く。最後に児童へも一段と優しく、毎日來るやうに面白く話して式を終ります。託兒へはお土産にお菓子や紙の旗を與へ、この日は親兒共に自由に遊ばせて午前中で切り上げます。

朝の行事 朝七時に開始するとすれば七時十分前位に鐘をつくなり、大太鼓を打つたりします。すると児供達はぞく／＼と集つて参ります。保母の一人は必ず児童の来る前から要意をして門の入口で、ニコ／＼と迎えてやる。「正雄ちゃん……お早やう」「照ちやんお早やう……」「早やかつたのね……」と一々、一寸でも手をかけてやつて、いたわつてやる。大抵の児童はこれで先生と融けやうて来るものです。が中には親達を送つて来て置いて歸る時、児供は急に寂しくなつてワツと泣き出すことがよくあります。其時は児供の心氣を一轉さすのが何によりの極意で、手早く玩具を持たすなり。おんぶしてやるなりして児供をすかすのが肝要です。親は保母に渡した後は如何に児供が泣かうとも、セツセと歸ることで、物陰からのぞいて居て首を出したりなど決してしてはいけません。

一人の保母が門前で迎えてやれば、一人は室内に迎え入れてやりながら、辨當は辨當棚へ、帽子は帽子掛けへといったわりながら教へてやり、夫れが濟んだものから外で自由

遊びを始めますのであります。

朝 禮 児童達が揃ふた頃を見計つて朝の勤行（禮拜）を簡單に行ひます。呼子笛を吹いて本堂の前に整列せしめ、洗手ののち、靜かに本堂に引入、佛前に對して着座せしめ、主任保母は其の前に着席、禮拜し、児供達に其の模倣をさせます、次に

イ、唱 歌

ロ、お 禮

ハ、訓 話

ニ、唱 歌

と斯う云ふ順序で大體やるのですが、最初の内、児童が皆この唱歌を覺えるまでは一寸間が抜けますが簡單な唱歌ですと児供達は直に覺え込みます。児供は歌ふことが非常に好きですから覺えるのはほんとに早いものです。覺へさへすれば宗歌の「いろは歌」などを毎朝の一番にやらせるのは最も宜敷い。併し二三歳と云ふ幼兒の多い短期の託兒

所などでは少し六ヶ敷すぎるかも知れません。やる場合には蓄音器を用ひると宜敷い。總してこの團體的な行動を行ふ場合は可成、オルガンを用いてやると児童は喜びます。

お禮は「の、様、お早うございます」最初のうちはこれ位のものです。少し馴れて來れば「の、様、今日も無事に、遊ばせて下さいませ」夫れを主任の保母が唱へ、児童にまねさすのです。

訓話は二三分間でよろしい。最初は極く簡単に「みなさん、能く來ましたね、お父さんも、お母さんも皆、お忙しいのでせう。だから、かしこくして、よく遊びませうね」位でよろしい。之も馴れるに従つて次第に内容を盛つてゆくのです。

保育項目 託兒所の生命は保育の如何に在ります。若し保育の宜しきを得なければ託兒所などの存在は有害無益となるのでありますから此の保育と云ふことについては充分注意と研究を要します。第一大切な人様の子を預るのでありますから、預つた以上は保育事業のもつ重大な使命を自覺し「より好い子に、より強い子に、より賢い子に」して

母の懷へ歸すと云ふことを覺悟しなければなりません。自然、この託兒の保育と云ふことについて考へなければならぬのは體育上に於ける乳幼児の生理と。教育上に於ける其の心理であります。體育的方面の保育にあつては、先づ衛生に留意しなければなりません。之を社會衛生問題として見ましても、農村に於ける衛生思想の缺乏と其の施設の不足から、農村児童の大多數が蛔蟲の保持者であると云ふことも既に明白な事實とされて居りますので、當事者が児童の體內から、この蛔蟲の病害を除いてやるだけでも託兒所の意義は極めて重大なのであります。第一に此の衛生施設に留意し、この託兒所開設の期間を利用して農村児童の健康増進を計る爲め、努めて児童の健康状態や發育状態を観察して、適宜の方法を講ずると共に休養と作業（散歩、遊戯、砂遊び。自由遊び等）を案配して児童の健康増進を計らねばなりません。又教育的方面の保育については、特に児童の心理に留意して、徒らに干渉に陥らず、放任に過ぎず、保育者自身が童心に歸つて児童と一緒になり、自然に之を教導してゆくと云ふのでなければなりません。

ん。又、常設の保育園や幼稚園の保育とはちがひ、継続的な訓練や、教育的な目ろみが過ぎることもよくありません。極く、自然な、無理のない指導と誘導でなければなりません。夫れで保育項目である唱歌、談話、手技、遊戯の如きも極めて單純な、短いものを選び、無理のないやうにしなければなりません。

保育豫定案の如きも作つては置かなければなりません、さればとて、此の豫定案を其ま、遂行するのではなく、其日の天候、託兒の年齢の都合、兒童の興味の濃淡、動向などつまりは刻々の兒童の氣分の動きを注意し、之を斟酌して、自由に計畫を移動して行き、創作して行き、兒童に倦怠を感じせしめぬやうしなければなりません。

保姆の心得 保姆は託兒所にあつては幼兒の師表であり、敬愛の的であります。同時に保姆も亦幼兒を導く時、幼兒を敬ふ念でみちて居るべきであります。兵庫縣社會課が發表した農託一覽十一年度の分に左の如き保姆の心得があります。保姆たんとする人々の参考に茲に轉載致します。

保姆の使命 保姆は母親になり代つて乳幼兒の心身を養護する重大責任者である。

眞の保姆は賢明なる慈母の精神と誠實なる女子の心意と、豊かな童心と更に總てを含む愛を有せねばならぬ。母親は子供を愛する。しかしながら唯それだけではない。子供も又母親を愛するのである。愛し愛されて眞の保育の使命が達成される。

託兒の取扱ひ方 保姆の心得及受託兒の取扱ひ方を左に要約する

- 一、保姆は受託兒を母の心を以て取扱はねばならぬ。
- 二、保姆は受託兒より敬愛されねばならぬ。
- 三、保姆は豊かなる童心の持主でなければならぬ。
- 四、保姆は常に朗かでなければならぬ。
- 五、保姆は受託兒に對して總てのことに就き十分注意を拂はねばならぬ。
- 六、受託兒の名は出来るだけ覺えるやうにしたい。受託兒はその名を呼ばれる事によつて保姆になつて來る。家庭での呼び名がよい。

七、受託兒が過ちをした時、無暗に叱つてはならぬ。叱る前にその原因を考へ、それを取除くやうに心懸けたい。

八、如何なる出来事にもあわて、はいけない。落ちついて其の處置を考へたい。

九、受託兒が一つのことに飽いた時、直ぐ次のことを與へる用意がなければならぬ。

十、一人の受託兒のために全體を忘れてはならぬ。同時に全體のために一人を忘れてはならぬ。

十一、受託兒の過ちは出来るだけ他の受託兒に知らせぬやうにしたい。

十二、一人の受託兒のよい癖は他の受託兒にも習はせるやうにしたい。又一人の受託兒の悪い癖は他の受託兒に見習はせぬやうにすると共に其の受託兒の悪い癖をも直すやうにしたい。

十三、新入生は必ず全體に紹介すること。

十四、劃一的な考へを排して出来るだけ創作的に受託兒を導くやう心がけること、子

供のいたずらは彼等の創造的本能の表はれである場合が多い、無暗に叱るばかりが能ではない。

間食 おやつは普通、午前中に一回、午後一回都合二回與へることになつて居ります。兒童が自由遊びをして居る間に保母の一人はおやつの準備を進めます。夫れは大體人數と分量の關係です。例へばせんべいならば一人前に何枚づ、當るとか、飴玉なれば一人前二個づ、とか、三個づ、當るとか、云ふ風に人數とおやつの數量を計算して置きます。而して一同が順番に手を洗ふて、圓形に内面して着座するのを待つて皿なり、木皿なり、容器に盛つて一人々々分配してやります。湯茶を出す場合は能く氣をつけて過つてヒツクリ返しても、火傷をせぬ程度のぬるさにして置かねばなりません。

猶、おやつの種類は可成食事の材料に近いものがよいとせられて居ります。例へばアンパン、食パン（バター又はジャムをつける）、ジャガイモ、飴湯、お汁粉、などのやう

なものが結構です。其量は一人當りアンパンなれば一個、飴玉なれば大なら二個ぐらゐのもので宜しいやうです。尤も注意しなければならぬのは、有害な着色料のもの、刺戟性のもの、染料を用ひたもの等は可成、與へぬやうにする事。

晝食 お晝食は各自に持参させるか、夫れども託兒所の方で支給するかの二つですが是はどちらでも宜敷い。併し託兒所で支給すると云ふ事には親達の手数が省けるばかりでなく、託兒達にも種々のよい結果を與えます。第一に、受託兒童一同に、同一食物を食すると云ふ一種の氣安さと、共同感を味は、せるのみならず、副食物の善し悪しについて純眞な童心の上にひがみや淋しい成持ちをさす心配もなく、偏食を矯正する助けともなります。其の晝食の獻立はと云ひますと之は大朝社の社會事業部が提唱するものが誠に結構のやうに思はれます。夫れに依りますと晝食は握り飯が一番よい、婦人會員によつて作られた握り飯を一人につき二個乃至三個宛配附します。お握りの獻立は大略左の通りにして毎日交互に調製します。

一、握り飯 お塩 豆ノ粉 野菜煮

一、同 お塩 海苔 同

一、同 お塩 若芽千切 同

子供は食物に好嫌が多いものです。殊に初夏の副食物はごうもうまくは出来ないのですが、豆ノ粉のお握りはまことに、美味であるばかりでなく、榮養に富み、手數もか、らず取扱ひに便利で、其上子供らは大變好きなものです。

次にお晝食をさらす方法は曩のおやつの時と同じく、外で自由遊戯をさせて居る間に部屋の方で食卓を出して、準備を整へ、要意がチャント出來たら、男組女組と順々に手や口を洗はせ靜かに、食卓の前へ夫々坐らせませす。先生が湯茶をついでまわる。湯茶はいつの場合でも、零^{こぼ}しても火傷をしないやうなぬるさにして置くことは同じです。

愈々揃ふた處で、一緒に掌を合させ、先生共俱「戴きます」と云はせてから箸を取るのですが、この「戴きます」の前に「お辨當の歌」と云ふのをよく幼稚園などで歌はせ

ますが之は何うも衛生上面白くありませんから私共の方では歌はせないことにして居ります。

序でに申しますが、この箸を取つてから、お行儀良く、能く噛んで、楽しく食事をさす事。濟んだら、御馳走様を云はせることなどの良習慣をつけるやうにしなければなりません。斯くする事に依つて児童達を通じて家庭の人々を教化することが出来るのであります。斯うした習慣をつけられた児童達は家庭での食事に際しても「ナゼ、戴きますつて言はないの」とお行儀の無い大人が逆襲せられるやうなことがま、あります。

猶、辨當持參の場合は保育者はこの晝食中に児童の辨當の副食物に能く注意し、能く見ておいて榮養價のことなどを親達に注意してやるやうにすると宜敷い。

午一睡 午睡室の處で一吋述べて置きました。が午睡室は、(一) 静かな處を選ぶこと (二) 涼しい處を選ぶこと (三) 強い光りや、強い風を入れぬこと (四) 蚊や蠅を注意すること (五) 軽い毛布か、タオル製の掛け布團を忘れぬことを注意しなければならぬ。

りません。元來、睡眠は児童にとつては一つの榮養でありまして、この睡眠をする、熟睡をすると云ふことに依つて心身の休養も出來、成育の助長、體育の重加等が出来る幸福と爽快の源泉でありますから託兒所に於いてもこの點に留意し、夏季なれば食後三十分乃至一時間後に、準備時間を加えて約一時間半位一齊に午睡させるがよろしい。餘り長くねかせますと夜間の睡眠を妨げますからこの點も注意を要します。

猶、起す場合も、極く自然に起すやうに、決して大きな音響などをさせてはいけません。

一、經費

設備費 託兒所をやつて見やうか。だが經費が無い、第一設備費が、創設費が大分要るだらう。と經驗のない方は誰もが一寸さう考へられるであります。だが、常設託兒所ならば兎に角、普通の季節託兒所であるなれば創設費も何にも何んの準備がなくとも

やらうと思へば殆んど無一文でも始めることが出来ます。茲に農繁託児所の發展性の第一の要素があるわけです。運動具や其他の設備に費用をかければ際限のないことですが曩に設備の處でも一言しましたやうに、設備上、例へばスベリ台や、ブランコなどでも寺院の境内であれば少し工風をすればさしたる金をかけずとも用意が出来ます。オルガンも無理に最初から置かなくとも、蓄音器の一台もあれば夫れで良いのです。蓄音器なら此頃ではドンナ農村にても三台や五台は有りますから之を借り入れ、ば宜敷い。下駄箱、辨當棚などは手もなく工風が出来ます。僅に机丈けです。これも一脚で五人は樂ですから、七八脚も準備して置けば大丈夫ですから金なら十二三圓のものでせう。經費が要ると思ふとつい大層になりますから經費の掛からぬやうな方法でやり始める事です。

保育費 保育材料其他保育に關する一切の費用を含めたものが保育費で、普通に云ふ經常費に相當するものでせう。是は保育人員の多寡に依り、又期間に依つて異つて來ます。大體託児人員四十人と見て、其の二週間分の勘定を建て、見ますると

| | |
|------|---------------|
| 金七圓 | 保育材料費 |
| 金廿五圓 | 間食費(一人一日金四錢強) |
| 金拾圓 | 藥品其他雜費 |
| 金二拾圓 | 保姆一人手當 |
| 金八圓 | 手傳、小使禮 |

計 金七拾圓

ザツとコンナものです。是ですと一人當り一日の費用約十二錢五厘ですが此の裡には人件費の二拾八圓と云ふものがあります、是れは自分等でやりさへすれば要らぬものとなり、更におやつも其の土地々に澤山出来るものを利用する日になれば未だく安くつくやうになります。併し大體一日一人十錢位の處でやつて居る地方が多いやうです。是の外に、晝食を支給する場合は晝食代として一人一食約七錢位は要りますがこれは最初にお金なり、米なりで取つて置けば宜敷い。

| | | | | |
|------|----|----|----|----------|
| 14 | 13 | 12 | 11 | 10 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 神社参詣 | 遊戯 | 同 | 綱引 | ボド ルチ |
| 自由畫 | 手工 | 同 | 綱引 | 手工 |
| 同 | 談話 | 同 | 唱歌 | 談話 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |

昭和八年頃は兵庫縣などでは斯うした、割合六ヶ敷い手續が要りましたが、此の短季のものは今日ではほんの開設届出丈の地方が多いやうです。

一、託兒所の及ぼす影響

僅に二週間、三週間の託兒所でも、夫れが児童及其の家庭へ及ぼす影響は洵に甚大なもので、これについて種々様々な効用論が述べられて居りますが大阪朝日新聞社社會事業部發行の「農繁託兒所」にあげられたものが一番簡明で、私共も同感の點が多いので、夫れをこゝに轉載させて貰ひます。

兒童に對する影響

- 一、子供のお行儀がよくなつた。
- 二、食べ物の好惡を云はぬやうになつた。
- 三、子供の言葉遣ひが好くなつた。
- 四、食事の時や朝夕の挨拶をするやうになつた。
- 五、手を洗ふ習慣がついて嬉しい。
- 六、子供の健康が増したやうに思ふ。
- 七、因循であつた習癖が直つた。
- 八、共同心が養はれた。
- 九、友愛の心が強くなつた。
- 十、買ひ食の癖が直つた。
- 十一、我儘が直り服従心ができた。

- 十二、唱歌等を覚え弟妹をいたはる。
- 十三、神様や佛様を持つ習慣が出来た。
- 十四、人見知りか直り快活になつた。

家庭に及ぼした影響

- 一、労働能率を増進した。
- 二、安心して田圃で働く事が出来て嬉しかつた。
- 三、子供の安樂が家庭を一層平和に導いた。
- 四、親達が却つて子供から教へられた。
- 五、一家の經濟を助長したこと等。

社會的影響

- 一、この種の社會的事業に對して比較的無自覺であつた農村民をして新しき社會的意識の刺激を與へた事。

- 二、地方によつては地主と小作人の關係を親密にした事。
- 三、共存共榮の實物教育となつた。
- 四、農村の經濟的利益を増進した。

一、託兒事業の將來性

以上でザット託兒所經營の一般について概略申述べて來ました。上記の中にも申しましたやうに此の託兒事業近來の發展は實に素晴らしいものがありまして、今後猶續々と發展をとげるものと想ひます。殊に一度此の託兒所の有難味を知つたものは一様に、何か常設的にして欲しいと云ふ希望をもちます。また實際に、この季節的のものから常設的のものにし更に此の兒童保育事業を中心として隣保事業をするやうになつたものが少なくないさうであります。農村寺院は、等級の上下に拘らず、一寺院一事業主義のもとに此の將來性ある天與の好事業に着目せられ、明日と言はず、今日直に其の開設を決心せら

れ度い。決心さへすれば事業と云ふものは既に半ば以上は成立したもので、案ずるより産むが安い。譬へで案外、樂々と出来るものであります。斯うして社會活動の第一線へ割込んで行くことに依つて始めて寺院と云ふものが再認識せられ、「ウチの和尚さんも、近頃は忙しさうだ」と云ふ、是までの反感も、好感となり、同情となり、寺への關心となつて寺檀の關係、村民と寺院との關係も圓滑になつて來るのであります。而して夫れが直に國策に添ふ國家的の、大切な仕事であり、社會政策としての大事業であり、檀信徒の家計の援助であり、引いては教團の將來を社會的に確保すること、なると云ふ實に一石二鳥三鳥の仕事であります。金がないからとか、寺が狭いからとか云ふ理由で引きさがつてはいけない。金が無くとも、家が無くとも決心さへつけばどうして、もやれるものであります。今其實例に「青空託兒所」のことを紹介致します。

一、青空託兒所

幼稚園にも「家なき幼稚園」と云ふのがあることを御承知であらうと思ひます。「青空託兒所」と云ふのは此の「家なき幼稚園」に對して産れ出たものではなく、此の昭和十三年度の非常時局下の必要が此の「青空託兒所」を産み出したものであります。夫れは銃後の護りに緊要な施設として託兒所増設の問題は官民各方面で研究が進められたのであります。何様其設備に費用を要する處から些か促進を阻まれて居ました處へ、託兒所は野外で、も出来る』と名乗りをあげたのが日本婦人團體聯盟の託兒所研究委員会で、我國始めての「長期天幕託兒所」、即ち「青空託兒所」を開設するに到つたのであります。之は同委員會が去る六月、試験的に、東京市の板橋、深川の兩所に開設した處、この「青空託兒所」の成績が大變好く、反響も頗るよかつたので去る八月、前記の如く長期的のものを目論み、僅に十八尺に十三尺のテント一張りと、一台のポーターブルと紙芝居丈けと云ふ簡單さで、深川公園に開設し三週間の長期に亘つて好成绩をあげたので、次回からは之を各地に及ばさうと云ふのであります。之で建物がなくとも託兒所は

開設出来るものであると云ふことが實證出来たわけでありまして、今後都市には此の種類のものが熾んになること、思ひます。適當な建物の得にくい、空地の少い都市に於てさへも作らうと思へば斯うして出来て行くのであります。夫れを廣い境内と廣い建物を擁する寺院が、開設出来るの、出来ぬのと云ふ事は問題ではなからうと思はれます。未開設の寺院は速かに準備を進められん事を切望致して此の項を終ります。

一、都市寺院と託兒所

上來、農村寺院に對して季節託兒所開設の緊要なる所以を述べて其の決意を促し、併せて短期託兒所經營の方法を大略ながら陳述致して來ました。併しこの託兒事業の緊要なことは強ち農山漁村のみではなく、都市に於ても緊要事となつて來て居ることは屢々諸君の間に唱えられて來て居るのであります。殊に今次事變以來は銃後の努めとして、今や緊要缺くべからざるものとなつて來たやうであります。現に前述の「青空託兒所」

の出現は有力に此の實情を物語つて居るものと思はれます。夫れも其の筈で、農山村に勞力が不足すれば都市にも同様不足するので、例へば農村に馬匹が徵發せられると同様都市でも自動車や荷馬車が徵發せられるのであります、唯人口稠密の爲め農村の如く明瞭に勞力の不足を知ることが出来ないまで、あります。

殊に本年一月一日以來實施を見た母子保護法に依り、其の保護を受けつ、生業に従事する母性が相當數にのぼつて居るやうであります。又軍事扶助法の適用を受けて居る母子で生業に従事して居るものも澤山あるさうであります。是等母性の勞働を可能ならしむる爲めには是非託兒所が必要なのであります。其他の勤勞階級に對しても時局下及時局後に於ける勞働能率の維持及増進の爲にも託兒所の緊要は必迫して居るのであります。

其處で、都市の寺院に御相談したいのであります。都市の寺院も何うか農村寺院の如く託兒所を開設して戴き度いのであります。勿論、都市の寺院は檀家も大體から見て農

村寺院よりは數が多く、又農村寺院のやうに檀用に季節と云ふものもなく、自然、年中寺(建物)も、住職も閑散季と云ふものが無いわけでありまして、都合は農村寺院程は良くはないわけであります。さる代りに農村とはちがい物質的には都合はつき易いと云ふ便宜もありますから、農村寺院と同一歩調で、此際一寺院一事業のモットーのもとに是非開設せられん事を御勧め致します。廣い境内、宏大な建築物、都會なればこそ猶更人の眼につき易いのであります。此の境内、この建物、寺夫れ自身の手で、今のように進んで社會的に活用しておかないと懸て、他の力で餘儀なく、否應無しに開放せしめられる日が來ないとも限りません。

一、託兒所と保育園

都市の寺院で託兒所を開設するごすれば夫れは短期の季節託兒所ではなく、常設託兒所であるべきだと思ひます。何故かと云ひますと、都市の労働は、極く特種の事情のあ

る地方を除くと、主として季節的のものではなく、常時不斷の労働でありますから其の必需に應ずる託兒所も亦常住不斷のものでなければなりません。即ち常設託兒所ではなくてはならぬわけであります。都市では今、この常設託兒所の必要を痛感して居る處が多いのであります。大阪市の社會事業的施設は御承知の如く、恐らく全國都市中での随一であらうと思ひます。之は御承知の故小河滋次郎博士が明治時代に早くから大都市としての社會事業的施設に盡瘁せられた結果でありまして、大阪が今日、都市としてのこの事業の施設に一頭地を抜いて居る所以であらうと思はれます。其の大阪市ですら今日の常設託兒所の不足を痛感して居るのでありますから他の都市は推して知るべきであらうと思はれます。而してこの常設託兒所の必要を痛感しながら施設が出來にくいと云ふ原因の重大な一つは經費の問題であります。其の經費の問題の中心點と云へば土地と建物を中心としての設備費なのであります。併るに寺院は其の得にくい土地と建物に恵まれて居るのでありますから、寺院が今、率先して其の開設に志したならば、問題は手易

く解消するわけで、縣や市の當路も進んで應援をして呉れます。

其の代り、此の常設と云ふことになる設備が何うしても、季節託兒所のやうに簡單には参りません。常設と云ふことになれば普通に云ふ保育園なのでありますから自然、幼稚園に準じた設備が要るわけでありませう。其他保育の仕方、保育者も農繁託兒所のやうにツブの素人でもよいと云ふわけには参りませぬ。保母なども有資格者でなくとも、少くとも多少の経験あるものでなければ出来にくると云ふことになつて來ます。と云つても幼稚園令にも依らず小數なれば社會事業法にも依らなくとも宜敷いので、六ヶ敷い設立認可の手續などは要りませぬので其點甚だ致しよいわけでありませう。

一、保育園と幼稚園

茲で、保育園と幼稚園の相違を一寸申し上げます。我國に於ける幼稚園は幼稚園令第一條に「第一條、幼稚園は幼兒を保育してその心身を健全に發達せしめ、善良なる性情を

涵養し、家庭教育を補ふを以て目的とす」とあります通り、矢張り家庭教育の補助を以て目的と致しては居りますが、今日の實狀では主として、中産階級以上の子女の行く所となつて居りまして、父母俱に勞働に従事する家庭の兒女に對しては其の條件、及び保育の内容、時間其他が不充分で、勤勞階級の兒女の實狀にそぐわないのであります。其處に擡頭するものが託兒所であり、保育園であります。依て保育園は何處迄も保護救済の機關で、多忙階級の兒女の爲めには兒童保護の施設であり、また親達の爲めには經濟的の保護機關とならなければならぬのであります。自然、幼稚園と保育園（託兒所）との間には左に掲ぐるが如く種々な差違があるのであります。

| | 幼稚園 | 保育園 |
|-----|-------|-------|
| 管 理 | 文部省 | 厚生省 |
| 監 督 | 府縣教育課 | 府縣社會課 |
| 名 稱 | 教育事業 | 社會事業 |

| | | |
|------|------------|----------|
| 對象 | 一般家庭 | 多忙階級 |
| 幼稚園令 | 適用 | 適用されず |
| 保育料 | 二圓―五圓 | 無料―一圓五十錢 |
| 保育時間 | 四五時間 | 八時間―十時間 |
| おやつ | 無し | 有り |
| 保母免狀 | 要す | 要せず |
| 保母資格 | 一ヶ年勤めると取れる | 取れず |

(内出氏の兒童教化の實際に依る)

斯く、我國の幼稚園と保育園(託兒所)とは既に其の出發點と目的を異にするものがあります。自然、其使命も自ら各別のものがあるわけでありますが世上、やゝもすると此の兩者を混同視する傾向があります。のみならず經營者側に於ても、幼稚園とすれば

設立手續が煩はしい爲めに保育園名義や託兒所名義でごつちつかずのものとして居るものもありまして、中には保育園としての使命を忘れて居るものもあり。保育園は幼稚園より低級のもの、やうに考へる向もありますが是等は共に其の尊い使命を忘れ、若しくは之を無視するものと言はなければなりません。

併しまた考へなければならぬ事は人情の自然とでも言ひますか、實際問題として起つて來る名稱の混亂であります。夫れは託兒の母達は託兒所と云ふことを嫌ひます。託兒所と云ふよりも保育園と云ふ方を。更に保育園と云ふよりも幼稚園と云ふ方を喜びます。「宅の兒は幼稚園へ行つて居ります。」現に、託兒所へ子供を寄越して置きながら、さう言ひたがる母親がよくあります。私の方の保育園などでも村では幼稚園で、つて終ふて居ります。が考へて見ればこの人の子の親達の可憐な優越感を何んで「幼稚園にあらず、託兒所なり。」と打くだく必要がありません。「幼稚園にあらず、保育園なり。」は従事して居るもの丈がハッキリと意識して置けば好いのであります。否、寧ろ、ハツ

キリし過ぎたが爲め面子の問題から子供を寄越さなくなつたものさへもあります。夫れのみで無く、引いては純真な子供の心に暗い陰を抛げ之を卑屈に墮せしめる虞れもありますから當事者は餘程注意しなければなりません。

一、保育園の手續

常設託兒所としての保育園の届出の様式は従來は各府縣區々でありました。大阪府などは府會を以て略幼稚園と同様の様式で出願をさせ、設立認可を與へると云ふやり方でありました。之は恐らく社會事業としての認定をするものご一つは大阪と云ふ大都市を控へて居る關係上、整理と統一の必要上かくしたものと想はれます。處が過般、社會事業法が制定せられました結果、此の保育事業（常設託兒所）も社會事業法を適用せられること、なりました。即ち社會事業法第一條第二號に該當するものとして厚生省の省令を以て公布せられましたので、愈々今回全國的に其取扱ひが統一せられた譯でありま

す。尤もこの適用を受けるものは二十名以上の園兒を有する保育園でありまして、二十名以下のものは従來通り此の法令を適用しない事になつて居るさうであります。夫れで二十名以上の園兒を收容する保育園は社會事業法第二條に依り直に届出をしなければなりません。其の概要は

（省令）第六案

社會事業第二案ノ規定ニ依ル事業開始ノ届出ハ其ノ事業開始後二週間以内ニ事業經營地ノ地方長官ニ之ヲ爲シ其ノ届書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ——厚生省

一、名稱

二、位置

三、事業ノ種類

四、經營者ノ住所及氏名（法人又ハ團體ニ在リテハ事務所ノ所在地及代表者氏名）

五、建物其他設備ノ規模、構造及利用方法

六、事業ニ従事スル職員數

七、事業經營ノ方法

八、事業開始

となつて居りますが事業を開始せられむとする方は各地方の縣廳に出頭して社會課につき詳しく聞かれるのが宜敷い。

一、補助金

保育園（常設託兒所）に對する補助金の事も此處で申上げて置きます。從來この常設託兒所と云ふものに對しては各府縣共相當に力を入れ、大抵の縣では補助金を支給して居ります。兵庫縣なども常設託兒所獎勵規定と云ふのがあり、其の第二條に

常設託兒所ヲ設置經營スル市町村ニ對シテハ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ左ノ區分ニ依リ補助金ヲ交付ス

一、創立費、改良費、又ハ擴張費ノ二分ノ一以内。

二、經常費ノ四分ノ一以内。

とありまして相當な補助金が交附せられる譯であります。併し過般制定を見ました社會事業法がこの規定に何う影響するかを同縣社會課について研究致しましたら、社會事業法は社會事業法、縣令は縣令であるから常設託兒所に對しては兩法とも適用せられる譯であるとの事です。尤も此の縣令の恩澤を受くるものは社會事業法の適用を受けたものに限るとの事です。二十人以上の園兒を收容する常設託兒所にして社會事業法の認定を受けたものでなければならぬ譯であります。

猶、社會事業法が認定せられますと同法第十一條、省令第十九條に依り政府の補助金が交附せられます。自然、常設託兒所を開設して居られる方で未届けの方は至急地方長官宛に届出をせられるのが宜敷い。

幼稚園

七四

其沿革 幼稚園の創始者は御承知の如くフレールベルであります。彼フレードリツヒ、フレールベルは一七八二年四月二十一日、獨逸のチューリンゲン地方に生れ、生後九ヶ月にして母を失ひ、貧困と家庭の虐待(繼母の爲め)の中に人となり、大學入學の後自ら學校を興し、或は孤兒院長と成り、一八三七年ブランケンブルグに幼兒の教育所を建て、一八四〇年該教育所を幼稚園と命名しました。然るに其後、この幼稚園は不幸主義的傾向の施設であると云ふ政府の誤解を受けて閉鎖を命ぜられ、彼は悶々不遇の裡に死亡しました。其後十年、誤解であつた事がわかり、閉鎖命令が解かれるに到り、この幼稚園は全ドイツに忽ち普及し、遂に今日の如く世界的の教育機關となるに到りました。斯くの如く幼稚園は其當初、無産者の女子の教育を目標として設けられたものであります。但し我が國での現状は中産階級以上のもの、子弟の行く所となつて居ります。而し

て我國に於ける幼稚園の最初は明治九年十一月に、東京市お茶の水に、東京女子師範の附屬として開設せられた附屬幼稚園であります。其後次第に各地に開設を見、昭和八年の調査では公私取ませて千七百八十六個所に及んで居ります。

其目標 幼稚園の目標、目的若くば其の使命と云ふものは一體何處に在るのであらうか。之を先づ第一に考へなければなりません。

元來、幼兒は其の家庭に於て充分に兩親が教育するのが一番理想的なのであります。即ち家庭こそ幼兒にとりて最も適當な教育場所なのであります。が併し夫れかと云つてこの家庭もが、盡くの家庭が完全に幼兒の教育に適するのかと、さうはゆきません。教育條件は具備して居る家庭でも兩親が忙がしかりたり、不在がちであつたり、或は環境の状態が面白くなかつたり、家庭の内外が風紀上善くなかつたり、附近に善き友達がなかつたり等色々家庭の内外に幼兒教育上の缺陷があるものであり、又出来るものであります。ソコで此れ等の家庭に代つて幼兒の教育をする場所が必要となつて來ます。こ

れが幼稚園であります。

即ち母に代つて幼児の教育をするのが幼稚園でありますから幼稚園は家庭教育の延長であり、家庭教育其のものなのであります。

處が夫れなれば、家庭教育と云ふのは何故ソナに大切なものであるかと云ふ事が問題となつて來ます。凡そ人間の教育機關を大別致しますと三つになります。第一が家庭教育、第二が學校教育、第三が社會教育であります。幼稚園の創始者にして最も忠實な幼児の研究者であつた彼のフレイベル氏が「自分をして忌憚なく云はしむるならば、此の三つの中で、人一生に最も有力で、且つ最も永久的影響を及ぼすものは家庭教育である」と云ふて居ります通りに、此の學齡に到る幼児の時代程、人の一生に大切な教育時機はないうやうです。丁度此の時代は建築で云へば基礎工事であり、骨組であり、繪畫で云へば最初の素描のやうなものであり、之を一步過れば最後まで影響して來ると云ふ恐しい程大切な時機なのであります。俗に「三つ兒の魂、百まで」と云ふ事を謂ひますが其の三

つ兒の魂を育み、善導し、修正し得るに最も善い時機なのであります。先天的なものを、なけば後天的に改造し得る、併も此の時代を逸しては最早や六ヶ敷いであらうと想はる、程大切な時機なのでありますし、私は曾つて「此の幼児の時代の人間の頭腦は飴細工のやうに自由になるものである」と云ふ科學者の學説を讀んで非常に感じた事のあるのを覺へて居ります。幼稚園は此の大初な時代を母に代つて、より強く、より正しくより賢く育てるのが目的であります。自然、宗教家としても教化上見逃してはならぬ大切な時機なのであります。

其の施設 幼稚園の施設は勿論幼稚園令に依らなければなりません。幼稚園令には幼児の保育に最も適するやう設備の方法が命じられて居ります。幼児の遊び場としては広い庭園があつて而も日光と通風がよく、遊び道具の完備した施設でなければなりません。例へば幼稚園令に依ると遊園の廣さは幼児一人につき一坪の割を以て設けなければならず、建物は幼児をのび／＼と遊ばせる遊戯室が二十坪乃至二十五坪が必要で、保育

室は五人に付一坪の割をもつて設けることになつて居りますから、假に保育定員を五十人とすれば最底限度十坪あましのものが必要となるのであります。其の外に、事務室が四坪、保母室が三坪、醫務室が四坪、夫れに廊下、臺所、便所、押入れ洗面場等を數へますと相當な坪數になつて來ます、假りにこれ等の建物を一切合して九十坪と見ますると其の建物の爲めの敷地と遊園とで約二百坪ぐらゐは要るわけで、是が幼稚園設立の際の第一の施設上の條件であります。

斯う書きつらねますと市内などでは一寸大層に考へられますが自分の境内を利用し、寺の建物を利用すると云ふことになればさ程問題ではなからうと思ひます。この施設に對する保護としては本事業の従事者に對して國有鐵道乗車割引券の交付を受ける制度があり、其の使用の土地建物に對しては公課免除等の公的な保護が加へられて居ります。が、此の設備及經常費に對しては國庫及道府縣の補助金交付の規定は設けられて居りません。

其の設備 幼稚園の設備は屋内と、屋外設備の二つになります。先づ屋外設備から申します。屋外設備の主なるものは遊園の遊具即ち運動具の設備の事で遊具の主なるものは

- 一、滑 臺
- 二、砂 場
- 三、ブランコ
- 四、シート
- 五、遊動圓木
- 六、わく登り
- 七、亂杭渡り

屋内設備即ち

第一に保育用諸器具として

- 一、樂 器
- 遊戯室にピアノ一臺、保育室にオルガン一臺、其他に蓄音器、
- 二、黒 板

園児に使用させるものであるから、三尺幅位のものを、二尺五寸位の高さに。保育
遊戯の各室に。

三、机

矢張り長方形の持ち運びし易いもの、高さは腰掛けの高さに身長の六分の一を加えたもの、足掛けは地上二三寸の處がよし。

四、腰掛

腰掛けの高さは園児が腰掛けた時丁度、床板に足の着く位に、六寸五分から一尺の間のもの三種位して置けばよろし。

五、長椅子

遊戯室用、全園児の坐れる丈け、但し一脚に四五人位。

六、整理棚

園児の自治訓練用、深さ二寸位の抽斗にして一々名札をはり、全園児に一つづつ。

但し全體の高さは四尺以上にならぬ事、下部は保母用にする事。

七、辨當棚

夏、冬兩用に注意する事。

第二に保育用具として

一、恩物

フレール式恩物、假令へば積木、板排、箸排、環排、たみ紙、豆細工、粘土細工等、(天より與へらるる、ものと云ふ意味よりフレールは恩物と名づけました。)

二、手技用品

貼紙、縫取用品、書き方用品等。

第三、遊戯用品

遊動木、ま、事道具、ボール、遊動タンク、輪投、室内滑臺、シーソー等。

第三に事務、教務用具として

机、椅子、戸棚、謄寫版、文具一式、時計、國旗類、其他、保育臺帳、保育日誌、出席簿、會計簿、等。

第四に醫務用具として

體重計、身長針、卷尺、體溫計、ピンセット、消毒盤、ガーゼ壺、氷袋、吸入器、浣腸器、耳鏡、氷枕、防水布、油紙、脫脂綿、繃帶、ガーゼ等。

其他にアルコール、アンモニア等の外用、アスピリン、ヒマシ油等の内用藥品。

其の保育 幼稚園の保育については季節託兒所のやうに簡單に述べるわけにゆきません。本格的な幼稚園の保育事項を述べることに、なれば相當紙數を要しますし、夫れに幼稚園となれば何うしても有資格の保姆を一人は聘せねばなりませんので。保育事項は其の方で研究せられることです。

一、認可手續

幼稚園や保育園（託兒所）の認可手續は前にも述べましたやうに各府縣に依つて夫々多少の相違はありますが幼稚園は府縣の學務課へ、保育園（託兒所）は府縣の社會課へ、地方長官名義で提出するのであります。季節託兒所及二十名以内の兒童を收容する保育園（常設託兒所）は從來通り原則として届出でてよいのでありますが、二十名以上の保育園ですとさきにも申しましたやうに社會事業法に依つて手續をしなければなりません。

幼稚園の認可手續の様式は之も各府縣によつて夫々多少様式を異にして居るやうでありますが大體、設立認可申請に要する書類は

- 一、幼稚園設立願
- 二、具伸條項書類
- 三、設立者の履歷書
- 四、園長認可願

五、設立者の身分證明六、設立者の資産證明

七、建設費及經常費の收支豫算

八、園舎平面圖

九、飲料水分析表

十、寺院境内使用願及使用承認書

と云ふ十種の書類が要ります、之は大阪府を中心としたものですが東京府ですと此の外に「入園料及保育料認可願」と云ふのが要ります。尤もこれも開合の不同で、大阪府は之を具伸條項書類の中の園則の中に含めて居る譯です。兵庫縣も大阪府と同様ですが兵庫縣は此の外に園舎の建築類が要ります。若し之等の建築物を利用するのでしたら矢張り其の利用様法を届出でなければなりません。夫れに設立者の資産證明(六)と云ふのが東京府は動産、不動産に拘らず、壹萬圓内外のものであればよい事になつてゐます。大阪兵庫などは共に具體的な數字はあげて居ませんが萬一、保育料が這入らぬやうな事

があつても半年や一年の經營に差支へのない程度のものでなければならぬと云ふのであります、其他の各府縣共大體以上のやうなものでせう。

飲料水の分析表(九)之は水道のある都市などでは勿論要りません。

以上ザット幼稚園設置についての概略を申述べました。一寸と六ヶ敷いやうにも思はれますが愈々となればソナなものでもありません。殊に最近の新聞を見ますと教育審議會整理委員會に於て決定を見ました國民學校案、義務修業年限の改正に伴ひ、幼稚園についても一層奨勵を加へ、特別の必要ある場合は簡易なる幼稚園の設置をも認めると云ふ方針になつたと傳へられて居りますから、今後は此の手續、設備などについても一層致しよくなるかも知れません。夫れに近頃は一寸うさり氣味ですが一時は「家なき幼稚園」などと云ふものさへ大阪を中心として中々發展したものです。やらうと思へば何うにでもやれます。唯愈々「やる」と云ふ決心をすることが一番六ヶ敷い丈けです。

猶、實際上の保育については専門家の書かれた左記著述の中、どれか一冊丈参考に讀

んで頂けば結構です。

一、保育學綱要（山本猛）二・五〇 三友社

一、兒童教化事業の實際（内山憲堂）一・八〇 佛教年鑑社

一、育兒法（森川正雄）二・〇〇 東洋圖書株式會社

一、幼稚園に關する諸規則

幼稚園令

（大正十四年四月二十二日
勅令第七十四號）

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ幼稚園令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

幼稚園令

第一條 幼稚園ハ幼兒ヲ保育シテ其ノ心身ヲ健全ニ發達セシメ善良ナル性情ヲ涵養シ家庭教育ヲ補フヲ以テ目的トス

第二條 市町村市町村學校組合及町村學校組合ハ幼稚園ヲ設置スルコトヲ得市町村、市町村學校組

合及町村學校組合ハ前項ノ規定ニ依リ幼稚園ヲ設置スル場合ニ於テ費用ノ負擔ノ爲學區ヲ設クルコトヲ得

第三條 私人ハ本令ニ依リ幼稚園ヲ設置スルコトヲ得

第四條 幼稚園ハ小學校ニ附設スルコトヲ得

第五條 幼稚園ノ設置廢止ハ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

第六條 幼稚園ニ入園スルコトヲ得ル者ハ三歳ヨリ尋常小學就學ノ始期ニ達スルマテノ幼兒トス但シ特別ノ事情アル場合ニ於テハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ三歳未滿ノ幼兒ヲ入園セシムルコトヲ得

第七條 幼稚園ニハ園長及相當員數ノ保姆ヲ置クヘシ

第八條 園長ハ園務ヲ掌理シ所屬職員ヲ監督ス、園長ノ資格ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第九條 保姆ハ幼兒ノ保育ヲ掌ル、保姆ハ女子ニシテ保姆免許狀ヲ有スル者タルヘシ

第十條 特別ノ事情アルトキハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ保姆免許狀ヲ有セサル女子ヲ以テ保姆ニ代用スルコトヲ得

第十一條 保姆免許狀ハ地方長官ニ於テ保姆檢定ニ合格シタル者ニ之ヲ授與シ全國ヲ通シテ有効トス
保姆檢定ハ小學校教員檢定委員會ニ於テ之ヲ行フ、保姆ノ檢定及免許狀ニ關スル費用ハ北海道地方費又ハ府縣ノ負擔トス、

保姆ノ檢定及免許狀ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第十二條 幼稚園ノ職員ニ關シテ小學校令ハ第四十四乃至第五十條ノ規定ヲ準用ス

第十三條 幼稚園ノ設置廢止、保育項目及其ノ程度、編成並設備ニ關スル規定ハ文部大臣之ヲ定ム

第十四條 幼稚園ニ於テ保育料入園料等ヲ徵收セムトスルトキハ公立幼稚園ニ在テハ管理者ニ於テ私

立幼稚園ニ在リテハ設立者ニ於テ地方長官ノ認可ヲ經テ其ノ額ヲ定ムヘシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

附 則

本令施行ノ際現ニ在シ小學校令ニ依リ設置セラレタル幼稚園ハ本令ニ依リ設置セラレタルモノト看做ス、本令施行ノ際現ニ幼稚園ノ保姆ノ職ニ在ル者ニシテ小學校ノ本科正教員タルヘキ資格ヲ有スルモノニハ地方長官ハ保姆檢定ヲ經スシテ保姆免許狀ヲ授與スルコトヲ得

幼稚園令施行規則

(大正十五年四月二十二日 文部省令第十七號)

幼稚園令施行規則左ノ通定ム

第一條 幼稚園ニ於テハ幼稚園令第一條ノ旨趣ヲ遵守シテ幼兒ヲ保育スヘシ

幼兒ノ保育ハ其ノ心身發達ノ程度ニ副ハシムヘク其ノ會得シ難キ事項ヲ授ケ又ハ過度ノ業

ヲ爲サシムルコトヲ得ス

常ニ幼兒ノ心情及行儀ニ注意シテ之ヲ正シクセシメ又常ニ善良ナル事例ヲ示シテ之ニ做ハシメムコトヲ務ムヘシ

第二條 幼稚園ノ保育項目ハ遊戯、唱歌、觀察、談話、手技等トス

第三條 幼稚園ノ幼兒數ハ百二十人以下トス但シ特別ノ事情アルトキハ約二百人マテニ増スコトヲ得

第四條 保姆一人ノ保育スル幼兒數ハ約四十以下トス

第五條 幼稚園ニ於テハ年齡別ニ依リ組ノ編成ヲ爲スヲ常例トス

第六條 幼稚園ニ於テハ保育項目、保育時數組數等ニ應シ必要ナル員數ノ保姆ヲ置クコトヲ要ス

第七條 保姆免許狀ヲ有スル者ヲ得難キ場合ニ於テハ之ヲ有セサル女子ヲ以テ保姆ヲ代用スルコトヲ得但シ保姆免許狀ヲ有セサル者ノ數保姆免許狀ヲ有スル者ノ二分ノ一ヲ超過スルコトヲ得ス

第八條 公立幼稚園ノ園長タルヘキモノハ小學校ノ本科正教員又ハ保姆免許狀ヲ有スル者若クハ教員免許令ニ依ル教員免許狀ヲ有スル者タルヘシ

第九條 保姆檢定ハ分テ無試験檢定及試験檢定トシ學力性及身體ニ就キ之ヲ行フ

第十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ保姆無試験檢定ヲ受クルコトヲ得

- 一、小學校ノ本科正教員ノ免許狀ヲ有スル者
- 二、高等女學校ヲ卒業シタル者又ハ專門學校入學者檢定規程ニ依リ、試験檢定ニ合格シタル者若ハ一般ノ專門學校入學ニ關シ無試験檢定ヲ受クル資格ヲ有スル者ニシテ其ノ合格又ハ卒業後一年以上幼稚園ニ於テ幼兒ノ保育ニ從事シタル者
- 三、專門學校入學資格トスル學校ニ於テ一年以上幼兒ノ保育ニ適スル教育ヲ受ケテ卒業シタルモ

四、從前ノ規定ニ依リ保姆免許狀ヲ取得シタル者ニシテ三年以上幼稚園ニ於テ幼兒ノ保育ニ從事シタル者

五、其ノ他地方長官ニ於テ特ニ適當ト認メタル者

第十一條 保姆ノ試験檢定ト左ノ科目ニ就キ尋常小學校本科正教員ノ試験檢定ノ程度ニ準シ之ヲ行フ

修身 道德ノ要旨

教育 教育 兒童心理 教授法及管理法ノ大要

保育 育兒法 保育法 保育項目ニ關スル事項ノ實際

國語 普通文及小學校教科用讀本講讀 作文 習字

算術 整數 分數 小數 諸等數 步合算 比例

歴史 國史ノ大要

地理 地理ノ大要

理科 理科ノ大要

圖畫 自在畫

手工 手工ノ大要

音樂 唱歌 樂器使用法

體操 體操 遊戲及競技

裁縫 通常ノ衣類ノ裁チ方、縫ヒ方、繕ヒ方

第十二條 高等女學校ヲ卒業シタル者又ハ專門學校入學者檢定、規定ニ依リ試驗檢定ニ合格シタル者若ハ一般ノ專門學校入學ニ關シ無試驗檢定ヲ受クル資格ヲ有スル者ニ就キ試驗檢定ヲ行フトキハ修身、教育、保育、圖畫、手工、音樂、體操以外ノ學科目ニ限其ノ試驗ヲ缺クコトヲ得

第十三條 小學校令施行規則第一百四條、第一百五條、第一百十九條乃至第二百一十一條ノ規定ハ保母ノ檢定及免許狀ニ關シ之ヲ準用ス

第十四條 幼稚園ノ職員ノ進退、職務、懲戒處分、學業停止、及免許狀褫奪ニ關シテハ小學校職員ノ例ニ依ル

第十五條 公立幼稚園ノ職員ノ俸給旅費其ノ他諸給與ニ關スル規程ハ小學校令施行規則中小學校職員ノ例ニ準シテ地方長官之レヲ定ム

第十六條 前二條ノ場合ニ於テ園長又ハ學校長ニ保母ハ正教員ニ代用保母ハ代用教員ニ準ス但シ月俸額ニ付テハ園長ハ本科正教員ニ保母ハ專科正教員ニ準ス

第十七條 幼稚園ヲ設置セムトスルトキハ公立幼稚園ニ在リテハ管理者ニ於テ私立幼稚園ニ在リテハ設立者ニ於テ左ノ事項ヲ具シ地方長官ニ申請スヘシ

一、名稱

二、位置

三、園則

四、設備

五、經費及維持ノ方法

六、開園ノ期日

七、私立幼稚園ニアリテハ設置者ノ履歷書

前項第一號及第二號ノ變更ハ地方長官ノ認可ヲ受ケ第三號及第六號ノ變更ハ地方長官ニ開申スヘシ

位置ニ關シテハ敷地ノ面積、地質及附近ノ情況、建物ノ配置ヲ記載シタル圖面及飲料水ノ定量分析表ヲ添付スヘシ

第十八條

幼稚園令第六條但書ノ規定ニ依三歳未滿ノ幼兒ヲ入園セシムトスルトキハ之ニ要スル施設ノ概要ヲ具シ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

第十九條

幼稚園ノ設備ハ左ノ各號ニ依ルヘシ

- 一、敷地ハ道德上及衛生上害ナキ所タルコト
- 二、建物ハナルヘク平家造トシ組數ニ應スル保育室、遊戲室、其ノ他必要ナル諸室ヲ備フルコト
- 三、保育室ノ大ササハ幼兒五人ニ付キ一坪ヨリ小ナラサルコト
- 四、遊園ハ幼兒一人ニ付ナルヘク一坪以上ノ割合ヲ以テ設クルコト
- 五、保育用具、玩具、繪畫、樂器、黑板、机、腰掛、砂場、等ヲ備ヘ其ノ他衛生上ノ設置

ヲ爲スコト、三歳未滿ノ幼兒ヲ入園セシムルモノニ在リテハ前項ノ外之ニ要スル相當ノ設備ヲ爲スヘシ

第二十條

建物ノ建設又ハ變更ハ圖面ヲ具シ地方長官ノ認可ヲ受ケ位置ノ變更ニアラサル敷地ノ變更ハ圖面ヲ具シ地方長官ニ開申スヘシ

第二十一條

幼稚園ヲ廢止セムトスルトキハ公立幼稚園ニ在リテハ管理者ニ於テ私立幼稚園ニ在リテハ設立者ニ於テ廢止ノ事由及期日竝廢止後ノ幼兒ノ處分方法ヲ具シ地方長官ニ申請スヘシ

第二十二條

公立幼稚園ノ費用負擔又ハ私立幼稚園ノ設立者ヲ變更シ、私立幼稚園ヲ公立幼稚園ニ公立幼稚園ヲ私立幼稚園ニ變更セムトスルトキハ第十七條ノ規定ヲ準用ス

第二十三條

園則中ニ規定スヘキ事項左ノ如シ

一、幼兒ノ定員及入園年齢ニ關スル事項

二、入園及退園ニ關スル事項

三、保育課程

四、保育期ノ區分、保育日數、每週保育時數始業終業ノ時刻等ニ關スル事項

五、保育料、入園料ニ關スル事項

附 規

本令施行ノ際従前ノ規定ニ依リ保姆檢定ニ關スル手續ヲ開始シタルモノニ在リテハ仍従前ノ規定ニ依ル

（以下は非常に薄い印刷の文字で、ほとんど不可読である）

◇雜誌

- 保育 全日本保育聯盟發行 振替大阪四五〇番 定價 一ヶ月二圓四十錢（送料共）
- 佛教保育 佛教保育協會發行 振替東京七八六六七番 一ヶ月一圓十錢（送料共）
- 保育研究 保育研究社發行 振替東京四一三九二番 一ヶ月一圓十錢（送料共）

◇參考書

- 指導綜合保育 東京三友社發行
- 日案 松石治子著 定價、金貳圓參拾錢 振替東京二七一三〇番

◇保育用品發賣所

- フレールベル館 本社 東京市神田區神保町二丁目四番地 振替東京一九六四〇番
- 出張所 大阪市東區備後町五丁目二十六番地 振替ナシ
- 敦賀市若越保育會 振替金澤九〇二番

昭和十三年十二月二十五日印刷
昭和十三年十二月三十日發行

定價二十錢

送料共

編者 川 人 宥 賢

發行者 岩 根 智 俊

和歌山縣高野山宗務所

印刷者 澤 田 真 三

大阪市東區南本町二丁目一九

印刷所 株式會社印刷工廠

大阪市東區南本町二丁目一九

寺院と兒童
教化事業

發行所 古義眞言宗社會課

和歌山縣高野山
振替大阪七六五四番

387
580



終

